平成２９年（フ）第２４号
福岡県八女郡広川町大字日吉878番地１
債務者　松井　博子（旧姓國武）
１　決定年月日時　平成29年８月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　篠原　一明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
愛知県豊川市寿通２丁目26番地の１　グランドカーサ101
債務者　山崎　裕二
１　決定年月日時　平成29年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　綾一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４５７０号
大阪市東淀川区相川２丁目16番３―201号、住民票上の住所大阪府高槻市芝生町２丁目45番25―501号
債務者　神戸南京町朋栄こと　稲尾　健一
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　根岸　　治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７４号
大阪市福島区海老江８丁目７番29号
債務者　桒原　利之
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　嘉樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２７号
福岡市城南区金山団地22番301号
債務者　佐々木静夫
１　決定年月日時　平成29年８月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　徳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５号
広島県福山市引野町４丁目12番20号　５、前住所広島県福山市駅家町大字向永谷66番地15
金尾徹方
債務者　小林　君子
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月１日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１４３９号
横浜市戸塚区下倉田町1732番地１　石井ハイツ105号
債務者　阿部まゆみ
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小圷　淳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５７号
埼玉県鴻巣市吹上本町２丁目５番１号
債務者　関口　明正
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　漆原　　梢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５９号
北海道紋別郡遠軽町大通南４丁目１番地11竹中下宿、前住所北海道紋別郡遠軽町２条通南２丁目１番地43　北野マンション103号
債務者　稲熊　浩二
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字田茂平69番地１
債務者　千葉　秀子
１　決定年月日時　平成29年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２８３号
相模原市南区南台２丁目１番45号　シャトー南台703
債務者　功刀　節子
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９４号
相模原市中央区東淵野辺３丁目13番22号　エントピアハウス308
債務者　奈須　孝二
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９５号
相模原市中央区東淵野辺３丁目13番22号　エントピアハウス308
債務者　奈須真由実
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９８号
相模原市中央区中央１丁目12番３号　ホワイトヴィラ中央101号室
債務者　橋本　照代
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９９号
神奈川県座間市相模が丘５丁目25番18―202号　カームタウン相模が丘
債務者　小林佳奈子
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３００号
相模原市中央区上溝4128番地１　リバティ上溝1101
債務者　高橋　千絵（旧姓八木）
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３０７号
相模原市南区東林間５丁目６番11号　マンションビレッヂ405
債務者　染谷　直子（旧姓國井）
１　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部